

工事現場における施工体制の把握マニュアル

1. 趣旨

工事の品質確保、安全確保ならびに建設産業の健全な発展のためには、適切な施工体制の下で工事が実施されることが必要である。このため、監督業務においても監理技術者の専任制等について把握してきたところである。

一方、施工体制の適切化を図るためには、監理技術者の専任制等の把握の徹底を図るはか、不適切な事例に対する対応を統一的に実施することが必要である。

以上を踏まえ、本マニュアルは、工事現場における適切な施工体制の確保のための監理技術者の専任制等に関する把握項目及び対応方法等の目安を示すものとして作成したものである。

なお、本マニュアルの内容については今後の実践を踏まえて、適宜見直すこととする。

2. 施工体制の把握に関する法令等

建設業法

建設業法施行規則

「工事現場における適切な施工体制の確保等について」

(H10.12.25 大臣官房地方厚生課長、技術調査室長、官庁営繕部営繕計画課長から、各地方建設局総務部長、企画部長、営繕部長あて通達)

工事請負契約書に基づく共通仕様書

労働者災害補償保険法施行規則

3. 施工体制の把握に関する着眼点と対応方針

.....別紙 - 1

4. 施工体制の把握表

監督員は、把握の結果を別紙 - 2「工事現場における施工体制の把握表」に記入し、工事検査時に工事検査官に提示すること。

目的	背景	点検項目	点 検 内 容	実施時期	対 応 方 法
監理技術者の専任制の徹底	元請負人が適切に業務を行い、工事の品質を適切に確保するために義務づけられている監理技術者の専任を把握。	監理技術者資格者証の把握	監理技術者本人から携帯している監理技術者資格者証を提示させる。	工事着手前	<ステップ1> 疑義がある場合は、監理技術者、元請会社に説明を求めるとともに、監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類(健康保険証又は住民税特別徴収税額通知書の写し)の提出を求める。 <ステップ2> さらに必要な場合は、監理技術者証発行部局に問い合わせる。 <ステップ3> 契約担当課・業許可部局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
		同一性の把握	配置予定技術者(1)、通知による監理技術者(2)、施工体制台帳に記載された監理技術者及び監理技術者資格者証に記載された技術者名が同一であることを把握。	工事着手前	
		常駐の把握	監理技術者資格者証の写真により本人であることを把握。	工事着手前	
		常駐の把握	監理技術者の常駐を把握。	工事施工中 1(回/月)程度	
			打合せ時等に監理技術者が施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に関わっているかを把握。(把握結果は、別紙-2「一括下請負に関する点検要領」の別紙-3の2反映する。)	工事施工中 打合せ時	
適切な施工体制の確保	不良・不適格業者を的確に発見・排除し、工事の品質確保、建設業の健全な発展を図るために、現場の施工体制を把握。	施工体制台帳	施工体制台帳が現場に備え付けられ、かつ同一のものが提出されていることを把握。	工事施工中、当初及び変更時	<ステップ1> 施工体制台帳等の不備を発見した場合は改善措置を求める。また、必要な場合は、現場での把握頻度を増やす。技術者本人において疑義がある場合は、技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類(健康保険証又は住民税特別徴収税額通知書の写し)の提出を求める。 <ステップ2> 契約担当課・業許可部局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
			施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書が添付されていることを把握。	工事施工中、当初及び変更時	
			下請負金額が記入されていることを把握。	工事施工中、当初及び変更時	
	施工体系図	施工体系図が当該工事現場の見やすい場所に掲げられていることを把握。	工事施工中、当初及び変更時		
		施工体系図に記載のない業者が作業していないことを把握。(例えば、安全訓練等の出席者名簿、日々の作業指示書などで確認)	工事施工中 1(回/月)程度		
		施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人であることを把握。	工事施工中 当初及び変更時		
施工体制の把握	元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められることなどを把握。(別紙-2「一括下請負に関する点検要領」により点検)	工事中1回以上(工事初期等)			
その他	その他、元請の適正な施工体制の確保のために必要な事項について把握。	工事カルテの登録	受注時工事カルテは適正に、かつ期限内に登録されているかを把握。	工事着手前	<ステップ1> 不適切な場合は是正を求める。
		建設業許可を示す標識	建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に設置してあること、監理技術者が正しく記載されていることを把握。	工事施工中 1回	<ステップ1> 不適切な場合は是正を求める。 <ステップ2> 契約担当課・業許可部局・労働当局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
		建退共制度に関する揭示	建設業退職金共済制度に関する標識が現場に掲示されていることを把握。	工事施工中 1回	
		労災保険に関する揭示	労災保険関係の項目が、現場の見やすい場所に掲示されていることを把握。	工事施工中 1回	

1:競争参加資格確認申請書又は技術資料に記載された配置予定の監理技術者

2:工事請負契約書第10条に基づき通知された監理技術者